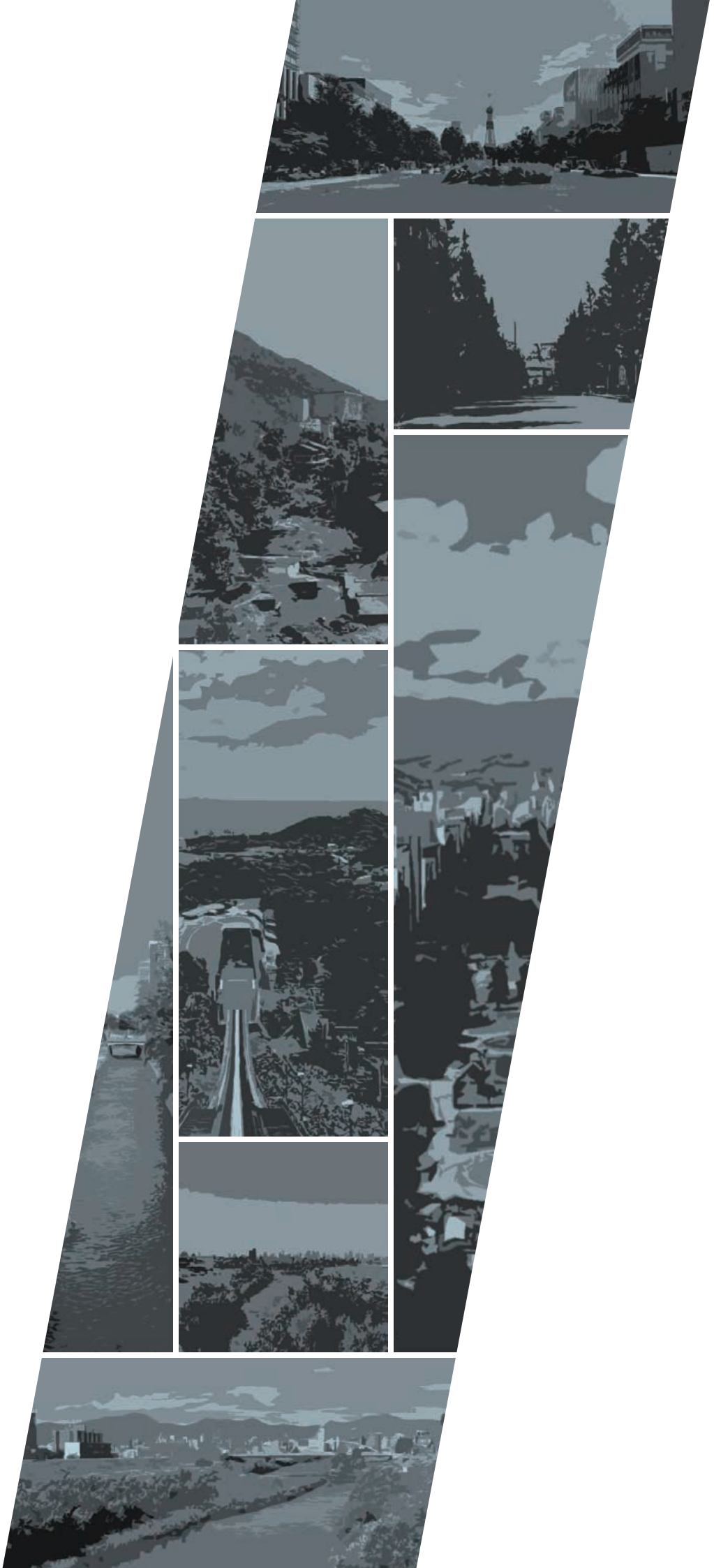
SAPPORO CITY LANDSCAPE PLAN 2026

札幌市景観計画

令和８年度変更



札幌市景観計画の変更に当たって

良好な景観は、地域固有の特性と密接に関連し、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動との調和により形成されるものであり、潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものです。

札幌市では昭和 56 年（1981 年）に札幌市都市景観委員会を設置し、これまで市民や事業者、専門家の皆さまとともに、景観施策に取り組んできました。近年は、平成 29 年（2017 年）に専門家が建築計画等の協議に関与する仕組み（景観プレ・アドバイス）や、市民や事業者等が主体的に関わりながら地域特性に応じた魅力的な景観の形成を目指す仕組み（景観まちづくり指針）を導入し、市民や事業者との協働による景観づくりの取組を深めてまいりました。

いま、本市では都市のリニューアルが本格化し、大規模な開発の進展による新たな街並みの形成をはじめ、脱炭素社会への転換に伴う再生可能エネルギーの活用やデジタル化の加速など、景観に影響を与える様々な変化が現れています。

こうした社会情勢や時代の変化を捉え、札幌の魅力をさらに高めていくために、このたび「札幌市景観計画」を変更し、新たな景観施策を進めていくこととしました。今回の変更では、まちのイメージを感じられる「眺望」、昼とは異なる情景を見せる「夜間景観」、そして北国ならではの「雪・冬季の景観」といった札幌ならではの魅力に着目し、より美しい景観が育まれるまちを目指してまいります。

良好な景観は、このまちで暮らしている全ての皆さまの理解と取組によって育まれ、次の時代へと引き継がれる大切な市民共通の財産です。誰もが愛着と誇りを持てる札幌らしい美しい景観を、これからも皆さまと共に築き上げてまいります。

最後に、計画の策定に当たって、専門的な見地からご尽力いただいた札幌市景観審議会の委員をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた多くの市民の皆さまに、心から感謝申し上げます。

令和 8 年（2026 年）11 月

札幌市長　秋元克広



この計画の構成

この計画は、各取組などについて記載した11章の本編と、基準などを示した別紙で構成しています

どのような景観を形成していきたいか、
その方向性については
第5章をお読みください
（44ページから）

第1章 P2～
目的と位置付け
市内全域が対象

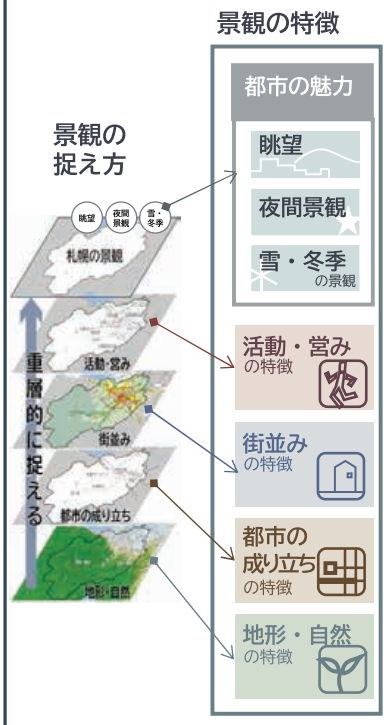


第2章 P8～
この計画のポイント
都市の魅力向上を目指す取組を行います

きめ細かな景観誘導を行います

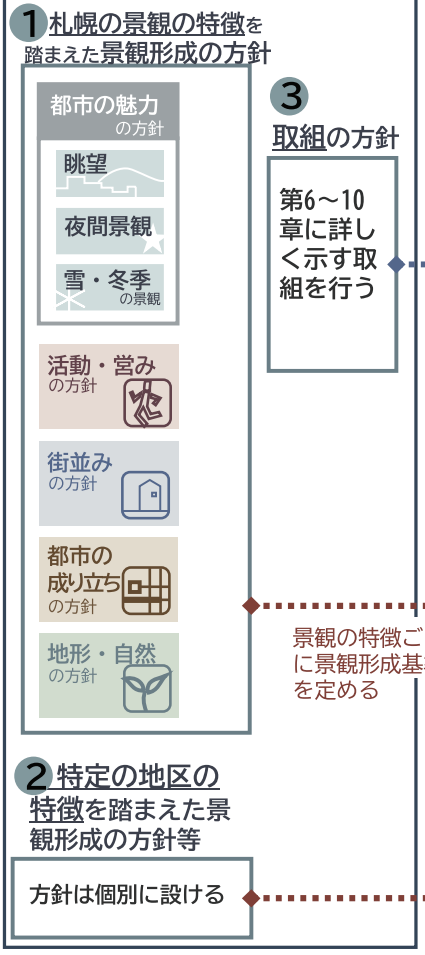
今回目指したことをまとめました
（8ページから）

第3章 P18～
札幌の景観の特徴
取組の前提となる札幌の景観の姿を整理します



第4章 P40～
基本理念・目指す姿・基本姿勢
札幌ならではの美しい景観の形成されたまちを目指します

第5章 P44～
良好な景観の形成に関する方針等
目指す姿の実現に向けて大切にする視点や、取組の方向性を説明します

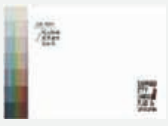


※章の名称等は内容がわかる範囲で略している場合があります

以下の指針等はこの計画冊子とは別に設けています。それぞれの冊子をご覧ください


「各景観まちづくり指針」

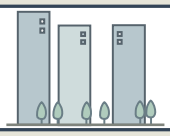

「景観形成基準等の解説本」


「札幌の景観色70色
色彩景観基準運用指針等」

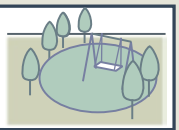
建築物や工作物の誘導の取組については第6章をお読みください
（56ページから）

具体の各取組

第6章 建築物等の景観誘導に関する取組 P56～
届出や事前協議等を通して建築物等を誘導していきます



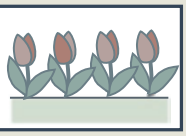
第7章 公共施設等に関する取組 P62～
公共施設が先導的な役割を果たせるよう誘導していきます



第8章 景観資源の保全・活用に関する取組 P64～
地域の景観を特徴付ける景観資源の指定・登録を進めます



第9章 地域ごとの景観まちづくりに関する取組 P68～
地域ごとの景観まちづくり活動等への支援等を行います



第10章 都市の魅力向上を目指す取組 P72～
「眺望/夜間景観/雪・冬季の景観」に着目した取組を行います



第11章 計画の推進 P76～
計画に基づく取組の効果を確認していきます

この第10章が新しい取組です
（72ページから）

- 別紙1 景観計画区域における届出対象行為と景観形成基準等 P82～
- 別紙2 景観計画重点区域における届出対象行為と景観形成基準等 P98～
- 別紙3 色彩景観基準 P110～
- 別紙4 景観形成の対象とする眺望・重点眺望の視点場と範囲の目安 P112～
- 資料 用語集など P116～

建築物や工作物を建てるときのルール（基準）については別紙1から別紙4に記載しています
（82ページから）

目次

第１章　目的と位置付け

１－１　計画策定の目的 2
１－２　位置付け 2
１－３　計画期間・対象区域 5

第２章　この計画のポイント

２－１　札幌らしさをより感じられる景観形成に向けた取組 8
２－２　これまでの取組を踏まえ改善・強化する取組 11
２－３　前計画の章立てとこの計画の章立ての比較 16

第３章　札幌の景観の特徴

３－１　景観の捉え方 18
３－２　景観の特徴 20

第４章　基本理念・目指す姿・基本姿勢

４－１　基本理念 40
４－２　札幌の良好な景観の形成に当たって目指す姿 40
４－３　基本姿勢 41

第５章　良好な景観の形成に関する方針等

５－１　札幌の景観の特徴を踏まえた景観形成の方針 44
５－２　特定の地区の特徴を踏まえた景観形成の方針等 52
５－３　景観形成に向けた取組の方針 53

第６章　建築物等の景観誘導に関する取組

６－１　景観計画重点区域の取組 56
６－２　景観プレ・アドバイス等による事前協議 56
６－３　届出 56
６－４　景観形成基準等の補完 58
６－５　屋外広告物 58
６－６　普及啓発 59

第７章　公共施設等に関する取組

７－１　景観誘導 62
７－２　景観重要公共施設 62

第８章　景観資源の保全・活用に関する取組

８－１　景観重要建造物等の指定方針 65
８－２　活用促進景観資源（愛称：景観の種）の登録 66
８－３　普及啓発 66
８－４　景観資源の保全・活用への支援 66

第９章　地域ごとの景観まちづくりに関する取組

９－１　多様な分野との連携と関連制度等の活用 68
９－２　景観まちづくり指針（関係条文：札幌市景観条例第 42 条の 2 ～第 42 条の 15） 68
９－３　普及啓発 68
９－４　景観まちづくり活動等への支援 69

第１０章　都市の魅力向上を目指す取組

１０－１　「眺望」の魅力向上を目指す取組 72
１０－２　「夜間景観」の魅力向上を目指す取組 73
１０－３　「雪・冬季の景観」の魅力向上を目指す取組 74

第１１章　計画の推進

１１－１　推進体制 76
１１－２　進行管理と成果指標 77
１１－３　ロードマップ 79

別紙

別紙１　景観計画区域における届出対象行為と景観形成基準等 82
１－１　景観計画区域とゾーンの区分 82
１－２　景観計画区域における届出対象行為 84
１－３　景観計画区域における景観形成基準 86
別紙２　景観計画重点区域における届出対象行為と景観形成基準等 98
２－１　景観計画重点区域の区域 98
２－２　景観計画重点区域における届出対象行為 99
２－３－１　大通地区景観計画重点区域における景観形成方針 100
２－３－２　大通地区景観計画重点区域における景観形成基準等 101
２－４－１　札幌駅前通北街区地区景観計画重点区域における景観形成方針 102
２－４－２　札幌駅前通北街区地区景観計画重点区域における景観形成基準 104
２－５－１　札幌駅南口地区景観計画重点区域における景観形成方針 106
２－５－２　札幌駅南口地区景観計画重点区域における景観形成基準等 107
２－６－１　札幌駅北口地区景観計画重点区域における景観形成方針 108
２－６－２　札幌駅北口地区景観計画重点区域における景観形成基準等 109
別紙３　色彩景観基準 110
別紙４　景観形成の対象とする眺望・重点眺望の視点場と範囲の目安 112

資料

用語集 116
景観施策の経緯 120
計画策定の経緯 122
パブリックコメント 125
札幌の都市構造図 130
札幌市景観条例 131